

## 永住外国人への地方参政権付与に反対する決議

自由民主党・外国人地方参政権問題ワークショップ

鳩山民主体政権は、永住外国人に地方参政権を付与する法案を政府提案で行うことを検討している。

地方公共団体には、教育や安全保障に関する事項も独自に条例を定めて運用するなど幅広い裁量権が与えられており、将来的に地方が持つ権限はさらに拡大することが予想されている。また、地方選挙の結果や地方議会の決定が国政を左右することも少なくない。我が国の政治を決定するのは日本国民であり、外国人にこれを委ねるべきではない。

何故なら、我が国と中韓両国の間では、竹島、尖閣諸島、対馬、与那国島など国境離島における安全保障上の問題や、教科書検定などをめぐって対立が生じている。このような中で、領土問題を抱える地方公共団体において、外国人が参政権を持てば、外国政府の介入を招きかねない。

すなわち、在日韓国人や中国人たちの影響を受けた地方議員や首長が誕生すると、我が国の安全保障を脅かす危険性が高まる恐れがある。

そもそも、永住外国人への地方参政権の付与は、「国民の固有の権利」を侵害する憲法違反の疑いがある。日本国憲法は、第十五条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第九十三条第二項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定している。

この「住民」の解釈として、平成七年二月二十八日の最高裁判所判例では、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

加えて、今回民主党で検討されている法案は、一般永住者にも地方参政権を付与する内容である。近年、永住権を取得する在日中国人は毎年一万人超で急増しており、中国の意向が参政権を通じて地方自治のみならず我が国の政治・政策を左右する危険性さえ内包している。

よって、外国人地方参政権問題ワークショップは、永住外国人への地方参政権付与に反対することを決議する。

平成二十二年一月二十三日